

帯広市建築審査会条例の一部改正（素案）について

1 概要

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第5次地方分権一括法）が平成27年6月26日に公布され、建築基準法に関しては、建築審査会の委員の任期を条例に委任するため一部が改正されました。

これまで建築基準法で定めていた建築審査会の委員の任期については、専門性等を要求される委員の適格性を一定期間ごとに確認するため、任期を2年としていましたが、地域の実情に応じて一定程度の柔軟な対応が可能となりました。

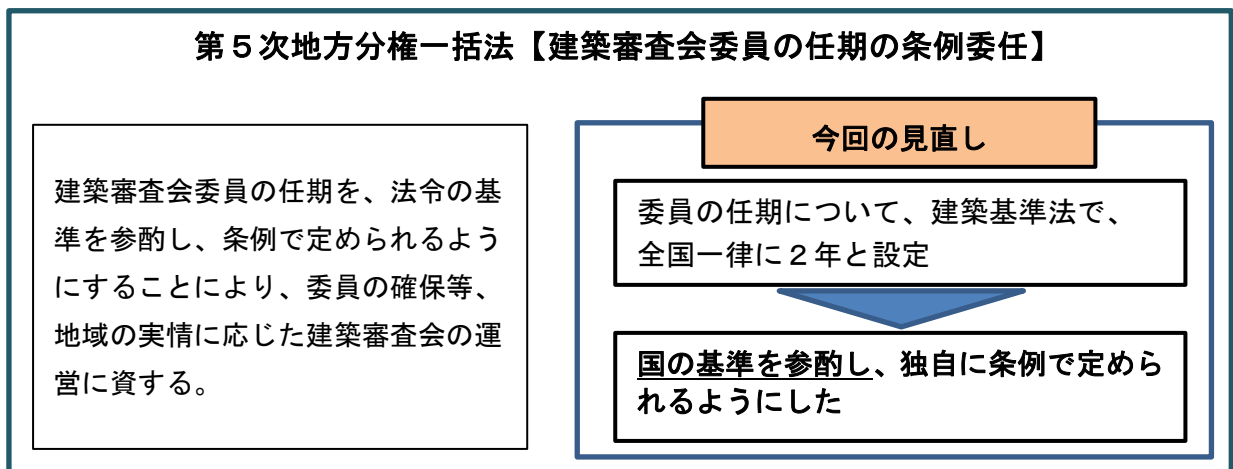
条例の改正については、平成27年国土交通省令第71号（建築基準法施行規則第10条の15の7）による「参酌すべき基準」を参酌した上で定めることになっています。

2 条例改正の基本的な考え方

帯広市の建築審査会の委員の任期等を条例で定めるに当たっては、委員の適格性を一定期間ごとに確認する期間として、現状においては支障がないことから国土交通省令で定める基準どおりとするものです。

○ 条例を改正する基準等

- ・ 建築基準法 第83条第1項
- ・ 建築基準法施行規則第10条の15の7



3 改正する条例（素案）の概要

項目	国の基準（参酌すべき基準）	条例改正案（市の基準）
委員の任期	1 委員の任期は、2年とすること。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすること。	国の基準どおりとする
	2 委員は、再任されることができること。	国の基準どおりとする
	3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行うこと。	国の基準どおりとする

4 条例改正スケジュール（案）

平成27年10月29日	帯広市建築審査会 意見聴取
平成27年11月13日	建設文教委員会 条例（素案）報告
平成27年11月中旬～12月中旬	パブリックコメント実施
平成28年1月中旬	帯広市建築審査会 結果報告
平成28年1月	建設文教委員会 結果報告
平成28年3月	帯広市議会定例会 条例（案）提出
平成28年4月1日	条例施行

□建築審査会とは

建築審査会は、建築基準法第78条の規定により設置され、この法律に規定する同意及び審査請求に対する裁決についての議決を行わせるとともに、特定行政庁の諮問に応じて、この法律の施行に関する重要事項の調査審議等を行う機関です。